

第16期 第11回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成30年6月29日(金) 午後1時36分～午後3時52分

2 場所： 豊見城市役所 2階第2会議室

3 出席農業委員数： 8 名

1番 (会長)	瀬長 澄子	出席
2番 (職務代理)	當銘 博	出席
3番	金城 敏満	出席
4番	宮里 由美子	出席
5番	名嘉眞 朝仁	出席
6番	本底 広彦	出席
7番	上原 啓一	出席
8番	當間 康由	出席

総会に参加した農地利用最適化推進委員 (※推進委員は出席委員数にカウントしない)		
東部地区	大城 空	
西部地区	當間 勉	

4 欠席農業委員数： 0 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：仲宗根 翔

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 當銘 博 ・ 金城 敏満

7 現場調査日時： 平成30年6月29日(金) 午後1時34分～午後2時35分

8 現場調査数： 8 件

9 付議すべき案件

報告第 55 号	農地転用後の利用状況の報告について
報告第 56 号	転用許可に係る工事の進捗状況報告について
報告第 57 号	転用許可に係る工事の完了報告について
報告第 58 号	現況証明願について
報告第 59 号	農地法許可申請の取下げ願いについて
報告第 60 号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告第 61 号	農地法第18条第6号の規定による通知について
議案第 30 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
報告第 62 号	平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
議案第 29 号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 30 号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第 31 号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
協議第 11 号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について
協議第 12 号	農用地等売渡し及びあっせん委員の指名について

10. 会議の内容 午後1時32分 開会

会長

第16期豊見城市農業委員会第11回総会を開会いたします。

(午後1時32分) 開会

会長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第2番委員の當銘博委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び仲宗根主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に第3番委員の金城敏満委員と第2番委員の當銘博委員、そして会議書記に大城事務局長及び仲宗根主査を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査8件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩(現場踏査) 午後1時34分

再開 午後2時35分

会長

再開します。

これより報告案件に入ります。まず初めに報告第55号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第55号「農地転用後の利用状況の報告について」

4 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 55 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 56 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 56 号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 56 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

進行してよろしいですか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 57 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 57 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 57 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

こちらも進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 58 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。
報告第 58 号「現況証明願について」
8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 58 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 59 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 10 ページをお開きください。
報告第 59 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」
1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますのでご報告いたします。
以上です。

会長 ただいまの報告第 59 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。
質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 では、次に報告第 60 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 12 ページをお開きください。
報告第 60 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」
5 件ございました。事務局長専決により、届出書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 60 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 61 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 19 ページをお開きください。

報告第 61 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」

1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたのでご報告いたします。

以上です。

会長

ただいまの報告第 61 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に報告第 62 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは報告第 62 号について説明いたします。

お手元の議案書の 20 ページから 31 ページをご覧ください。報告第 62 号につきましては、ことし 4 月の総会で、協議事項といたしまして、この内容で 1 カ月間公表してよろしいかということで了解を得て、5 月 1 日から 5 月 31 日まで豊見城市のホームページで公表を行っております。1 カ月間の公表期間中、この活動の平成 29 年度の点検・評価と、平成 30 年度の活動計画について、特に市民の方からの意見はございませんでしたので、意見はないという形で、沖縄総合事務局長宛て報告を済ませております。

以上でございます。

会長

ただいまの報告第 62 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑ないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

では、次に議案案件に入っていきます。議案第 29 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第 29 号について説明いたします。

議案書の 33 ページをお開きください。議案第 29 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については 5 件の申請がございました。33 ページには 4 件ですが、別冊で整理番号 5 番が配られていると思います。

それでは説明いたします。整理番号 1 番につきまして、議案書の 35 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字与根西中原 127 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 2 番につきまして、議案書 37 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字保栄茂前ノ原 304 番 1、307 番 2、307 番 3、302 番 2、290 番 2 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。次に、整理番号 3 番につきまして、議案書の 39 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良前原 140 番につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。整理番号 4 番につきまして、議案書の 41 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字金良前原 148 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。続いて、整理番号 5 番につきまして、お配りしている別冊をお願いします。申請のありました豊見城市字饒波東原 305 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われま

す。以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。これより審議に入ります。

議案第 29 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 2 番について、質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

2 番委員退場 (午後 2 時 46 分)

会長 それでは整理番号 2 番についてですが、第 2 番委員の當銘博委員が議案事項の当事者になることから、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により、議事に参加できませんので、一時退出をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいですか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 2 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可することに決定しました。當銘博委員の入室を許可します。

2 番委員入場 (午後 2 時 47 分)

会長 それでは整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

これより採決に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 3 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可することに決定しました。

次に整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 4 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定します。

次に整理番号 5 番について、質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。

整理番号 5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可することに決定します。

次に議案第 30 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書 43 ページをお開きください。

議案第 30 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」

2 件ございました。申請内容につきましては記載のとおりとなります。それで

は、申請案件について説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長浜崎原 867 番 15、転用目的は進入路。当該申請地は、農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。次に、整理番号 2 番につきまして、55 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 546 番 3、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 4 条第 6 号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

議案第 30 号は 1 件ずつ審議します。それでは整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 31 号について審議します。事務局の説明をよろしくお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 57 ページをお開きください。

議案第 31 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」

6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは申請案件についてご説明いたします。

整理番号 1 番につきまして、63 ページをお開きください。申請のあった土地は、渡橋名浜原 289 番 1、転用目的は貸駐車場兼貸資材置き場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、68 ページをお開きください。申請のあった土地は、我那覇佐真下原 651 番 2、転用目的は資材置き場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、73 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 212 番 27、転用目的は進入路。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、78 ページをお開きください。申請のあった土地は、与根西中原 212 番 29、転用目的は駐車場。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして、86 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長東前田原 296 番 1、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして、91 ページをお開きください。申請のあった土地は、翁長東前田原 296 番 2、転用目的は一般住宅。当該申請地は、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 31 号について、説明は以上です。

会長

休憩をお願いします。

休憩 午後 2 時 56 分

再開 午後 2 時 58 分

会長

再開します。

事務局の説明が終わりました

議案第 31 号は 1 件ずつ審議しますが、整理番号 3 番と 4 番、そして整理番号 5 番と 6 番は、それぞれ関連しますので一括して審議します。まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移りたいと思います。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これも採決に移りたいと思います。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 3 番と 4 番は関連しますので、一括して審議します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これも質疑なしと認めて、採決に移っていきます。

整理番号 3 番と 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番、4 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に整理番号 5 番、6 番も関連しますので、一括して審議します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

これも質疑なしと認めて、採決に移りたいと思います。

整理番号 5 番、6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 5 番、6 番は許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に協議第 11 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは協議第 11 号につきましては、農林水産課のほうから説明をさせます。

会長 休憩します。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 04 分

会長 再開します。

農林水産課 皆さん、こんにちは。農林水産課農政班大城です。92 ページの基盤法に基づいて利用権設定の申請が今回 2 件ございますので、それぞれ説明したいと思います。

94 ページをお願いします。まず初めに、H30-2 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は翁長 341 番 1 で、面積は 2,149 m²のうち 1,587 m²、設定する利用権は賃貸借権で、存続期間は公告日から平成 41 年 3 月 31 日まで、借賃については年額 2 万円を毎年 7 月末までに現金持参することとなっています。

次に、H30-3 についてですが、貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定する農地の地番は高嶺 155 番 1 で、面積は 908 m²、設定する利用権は使用貸借権で、存続期間は公告日から平成 36 年 6 月 8 日となっております。

説明は以上です。

会長 協議第 11 号について説明が終わりました。

協議第 11 号については 1 件ずつ審議します。まず、H30-2 について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(7番委員挙手)

- 会長 はい、7番委員。
- 7番委員 ●●さんが貸し手、借り手が●●さん。地図を見たら既にハウスが建っているようですが。
- 農林水産課 ハウスを除いた面積を借りるということになっています。
- 7番委員 新規就農申請H31 一貫支援事業申請予定、この赤い部分に。
- 農林水産課 赤い部分に、今年度、一貫支援事業のハウスを申請中です。
- 7番委員 赤いところに。変な形で。
- 農林水産課 分けて。
- 7番委員 基本は四角になるのですか。
- 農林水産課 はい。計画書にそのまま入れていくという形の申請になっています。
- 7番委員 わかりました。
- (8番委員挙手)
- 8番委員 一緒にハウスも借りているのですか。
- 農林水産課 いや、ハウスを除いた。
- 8番委員 ハウスはほかの人がやるのですか。
- 農林水産課 ハウスを除いた土地を借りて、そちらでトマトを、ハウス施設でやろうとしている。
- 8番委員 ●●さんは今建っているハウスは使わずに、赤字のところにハウスを建てて、そしてこのハウスの。

事務局 8番委員、ちょっと休憩をとってよろしいですか。

会長 休憩します。

休憩 午後3時08分
再開 午後3時11分

会長 再開します。
今7番委員と8番委員からいろいろありましたけれども。

(7番委員挙手)

会長 はい、7番委員。

7番委員 ●●さんは、現在は何をなさっているのですか。

農林水産課 今はまだ、その前にトマトの農家さんで研修をしています。

7番委員 自分ではまだ経営はやっていない。

農林水産課 まだやっていないです。

(8番委員挙手)

会長 はい、8番委員。

8番委員 旦那さんも農家ですか。

農林水産課 旦那さんは今別の仕事をしているのですが、この就農計画の中で何年後かにはうまくいくよう協力していきたいという申告になっています。

8番委員 旦那さんが●●●●さんでしょ。

農林水産課 ごめんなさい、その書類は持っていません。

会長	8番委員、7番委員、よろしいですか。 (はいの声あり)
会長	ほかにいらっしゃらないですか。 では、これより採決に移りたいと思います。 H30-2については、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	異議なしとのことですので、H30-2については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。 次にH30-3について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。 (7番委員挙手)
会長	はい、7番委員。
7番委員	経営作目きのことになっているのですが。
農林水産課	しいたけです。
7番委員	木のやつですか。
農林水産課	木にやる菌床。少し前に名護市の生産組合で研修を行っていて、そこでちょっと勉強して、今回自己資金でハウスを購入してそれできのこ栽培したいと。
7番委員	今から。
農林水産課	今からです。
7番委員	施設は今からつくる。
農林水産課	はい。

7 番委員	施設をつくるということは、地主も施設であればいいよっていう感じで。
農林水産課	この土地の地主が親で、親から。
会長	ほかにいらっしゃいませんか。 採決に移ってよろしいでしょうか。 (はいの声あり)
会長	H30-3 について、豊見城市長に対して適正であると回答することにご異議ございませんでしょうか。 (異議なし)
会長	異議なしとのことですので、H30-3 については豊見城市長に対して適正であると回答することに決定します。 ありがとうございました。 次に協議第 12 号農用地等売渡し申出及びあっせん委員の指名について協議します。事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは協議第 12 号「農用地等売渡し申出及びあっせん委員の指名について」説明します。 資料は、今日追加で配付しました協議第 12 号の資料をご覧ください。この件につきまして、去る 5 月総会で農用地等売渡し申出及びあっせん委員指名で、皆様に説明をした案件と関連するものでございます。当該案件につきまして、5 月の総会で第 1 位の譲受候補者の●●●●さん及び第 2 位の譲受候補者の●●●●さん、お二方とのあっせん申し出があった畑を購入しないということでもございました。また、あっせん申し出者は可能な限り農地利用の適正化があっせん事業で畑の売却をお願いしたいとのごことでございましたので、今回の総会で第 3 位以降の譲受候補者を選定すると同時に、どこまであっせん事業をやるのか。これをお諮りしたいと考えております。 本日配付いたしました追加資料の 3 ページから 6 ページをご覧ください。あっせん譲受候補者名簿を掲載してございます。この中で、3 ページの●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、●●●●さん、この 6 名が順位第 3 位、4 位、5 位、6 位、7 位、8 位としてあっせんの譲受候

補者として適切ではないかと考えております。また、この第8位候補者まであつせんを行ったにもかかわらずあつせんが成立しない場合は、この農地移動適正化あつせん事業によるあつせんは困難と思われるときは、新たなあつせん委員は行わないほうがよいのではないかと考えられます。なお、あつせん委員には、引き続き當間勉委員と高安昌俊委員を指名することが適切だと思われます。すみません、休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後3時20分

再開 午後3時27分

会長

再開します。

事務局

協議第12号について説明は以上です。ご審議をお願いいたします。

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は、挙手してお願いいたします。

事務局

休憩をお願いします。

会長

休憩します。

休憩 午後3時28分

再開 午後3時46分

会長

再開します。

質疑ある方は挙手してお願いしたいのですが、もしなければ、質疑なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

協議第12号について、譲受候補者と順番を事務局説明のとおりとすること及びその候補者全てとあつせんの不調に終わった場合は、あつせんを行わないこと、またあつせん委員に當間勉委員と高安昌俊委員を指名することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、協議第 12 号については、譲受候補者及びその順番について事務局の説明のとおりとすること及びその候補者全てとあっせんが不調に終わった場合は、あっせんを行わないこと、またあっせん委員に當間勉委員と高安昌俊委員を指名することに決定しました。よろしくお願ひいたします。

以上をもちまして、本日提案の議事日程を全て終了いたしました。

委員の皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまことにありがとうございました。

これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 30 年 6 月 29 日 (金)

午後 3 時 48 分終了

議事録署名委員

会長

瀬長澄子

2番委員

高銘博



3番委員

金城敏満

